

25 土第 847 号  
平成 26 年 2 月 19 日

各建設業団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

平成 25 年度 2 月補正予算の執行に係る入札・契約制度の特例措置について (通知)

本県の平成 25 年度 2 月補正予算については、消費税引き上げによる景気の腰折れを防ぐための国の経済対策に基づくものであり、早期に執行し、県内景気・雇用の下支えなど地域の活性化につなげる必要があります。

一方で、建設業界の人手不足が全国的に深刻化しており、今回の補正予算により今後も発注量が多い状況が続くことが見込まれることから、技術者等の不足による入札不調が強く懸念されています。

これらの現状を踏まえ、技術者等の不足による入札不調の発生を防止し、補正予算の円滑な予算執行を図るため、昨年 2 月から実施している入札・契約制度の特例的緩和措置 (24 土第 805 号平成 25 年 2 月 28 日付土木部長通知) を、次のとおり一部拡充の上継続することとしましたので、御了知のうえ、この通知の趣旨を十分御理解いただき、技能労働者への適切な賃金の支払い及び適正な価格での下請け契約の締結、若年入職者の確保を始め新規雇用の推進、積極的な設備投資による事業継続力の増強等による実需の創出に努めていただき、この予算の執行による事業効果が早期に発現できますよう、改めて御協力をお願いします。

## 記

### 1 改正通知等

- (1) 主任技術者の専任に係る取扱について
- (2) 現場代理人の常駐義務緩和措置について(詳細含む。)
- (3) 愛媛県建設工事入札者心得
- (4) 標準入札公告例(簡易実績型) 共通事項

### 2 特例措置の概要

#### (1) 主任技術者の専任要件の緩和【拡充】

工事現場間相互の間隔が 5 km 程度 (上限 6 km とする。) の工事 2 件について兼任可  
→ 工事現場相互の間隔が 10 km 以内 の工事 2 件について兼任可

#### (2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和

(ただし、本県工事以外の工事との兼任は、当該発注機関の承諾がある場合に限る。)

##### ① 兼任要件の緩和【継続】

###### ○ 設計金額の上限引き上げ

800 万円 (建築一式工事は 1,500 万円) 未満 → 2,500 万円未満

(建築一式工事は 5,000 万円未満)

###### ○ 兼任件数の緩和

現場代理人 1 人に対して 2 件以内 → 現場代理人 1 人に対して 3 件以内

(ただし、県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件まで)

###### ○ 現場間の距離要件の緩和

現場間の移動時間が 30 分以内 → 30 分以内又は同一建設部・土木事務所管内

- ② 主任技術者の兼任が認められた工事の現場代理人の兼任承認【拡充】  
建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2 件まで兼任を認める。  
現場間距離 5 km 程度（上限 6 km とする。）→現場間距離 10km 以内

③ 雇用要件の緩和【継続】

○ 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

受注者と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること

→ 受注者と変更日の前日以前に直接的な雇用関係があること

直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、したがって、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

(3) 入札者数の取扱いの緩和【拡充】

指名競争入札（工事及び 1 億円未満の業務委託）において、入札者が 1 者の場合でも入札を有効とする。

→ 全ての入札において、入札者が 1 者の場合でも入札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和【継続】

指名競争入札において、同一の入札参加者への下請は原則禁止

→ 受注者からの申請により原則承認する。（土木管理課への協議は不要）

(5) 配置予定技術者の入札参加要件の緩和【新規】

C 等級対象工事（土木・建築設計金額 3,000 万円未満、その他設計金額 1,500 万円未満）については、入札参加要件として配置予定技術者の従事経験は求めないこととする。

3 特例措置の適用工事

施行日以降に公告等を行った工事又は業務委託に適用する。ただし、主任技術者と現場代理人の兼任緩和措置については、施行日前に契約又は公告等を行った工事と施行日以降に公告等を行った工事を兼任する場合も認める。

4 特例措置の施行日

平成 26 年 2 月 19 日以降に入札公告又は指名通知を行う工事又は業務委託について、当分の間適用する。

問い合わせ先

〔主任技術者関係〕

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係  
野尻、三好、都築、二宮

TEL：089-912-2644（係直通）

〔配置予定技術者入札参加要件関係〕

愛媛県土木部管理局技術企画室技術管理係  
町田、高橋、本庄

TEL：089-912-2648（係直通）

〔その他〕

愛媛県土木部管理局土木管理課契約係  
筒井、濱田、大野、大西

TEL：089-912-2643（係直通）